

改正後	改正前
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十六 （略）</p> <p>十七 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）<u>第二十条第三項、第二十一条第三項及び第二十二條第三項の許可並びに同法第七十三条第一項（利用調整地区に係る部分を除く。）の規定に基づく条例の規定による処分</u></p> <p>十八～二十七 （略）</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一～十七の二 （略）</p> <p>十八 自然公園法<u>第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二條第三項、第三十三条第一項、第四十八条及び第七十三条第一項（</u></p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十六 （略）</p> <p>十七 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）<u>第十三條第三項、第十四條第三項及び第二十四條第三項の許可並びに同法第六十條第一項（利用調整地区に係る部分を除く。）の規定に基づく条例の規定による処分</u></p> <p>十八～二十七 （略）</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一～十七の二 （略）</p> <p>十八 自然公園法<u>第十三條第三項、第十四條第三項、第二十四條第三項、第二十六條第一項、第三十六條及び第六十條第一項（利用</u></p>

利用調整地区に係る部分を除く。
十九～三十四 (略)
2・3 (略)

調整地区に係る部分を除く。
十九～三十四 (略)
2・3 (略)